

『登別市議会基本条例』を制定しました!!

登別市議会基本条例の制定については、平成19年9月に当時の石山議長から議会運営委員会に諮問され、議会内に7名からなる「議会基本条例小委員会」を設置し、度重なる協議を重ね、本年第1回定例会での議決を経て5月1日に施行されました。

本条例の特色は、多くの市民参加と議会活動に対する理解および信頼を得るため、議会に関する情報公開と説明責任を果たすことを定めるとともに、広範な市民の意見や地域の声を把握するため、市民と議員とが意見交換する場を設けること、さらには直面する重要課題などに対応するため専門的知見を有する市民に議会サポーターとして協力をいただくことなどを規定しています。

登別市議会（以下「議会」という。）は、市民から選挙で選ばれた議員で構成され、執行機関である市長との二代表制のもとで、議決機関としての機能をはじめ、市長が行う市政運営に関する監視や政策提言の役割を持っています。

議会は、それらの役割と責任を踏まえ、登別市の最高規範である登別市まちづくり基本条例にうたわれる「協働のまちづくり」という理念にのっとった議会運営をめざし、地方分権から地域主権へと地方自治体を取り巻く環境が大きく変化する時代の要請に応えるべく、それにふさわしい議会を構築しなければなりません。

したがって、議会は、市長との緊張関係を保持し、政策形成能力を高めながら、市民との活発な論議を重ねることに併せて、議会内の討議を深める中で合意形成をはかり、それらの過程をわかりやすく公開することにより、市民に軸足を置いた協働する議会の実現のため、議会運営の最高規範として、本条例を定めます。【登別市議会基本条例の「前文」より】

登別市議会基本条例の構成

第1章 総則

目的（第1条）

第2章 議会及び議員の活動原則

議会の活動原則（第2条） 委員会の活動（第3条）

議員の活動原則（第4条） 議会及び議員の研修（第5条）

会派の結成（第6条）

第3章 市民と議会の関係

市民への説明責任と情報の共有（第7条）

議会広報の充実（第8条）

市民参画及び市民との協働（第9条）

第4章 議会と市長の関係

議会及び議員と市長との関係（第10条）

政策形成情報の明示（第11条）

議決権の拡充（第12条）

第5章 議員相互の関係

討論の広場（第13条）

議員間の協議の場の設置（第14条）

第6章 政務調査費

政務調査費の執行及び公開（第15条）

第7章 議会事務局の体制整備

議会事務局の体制整備（第16条）

議会図書室の設置（第17条）

第8章 議会改革

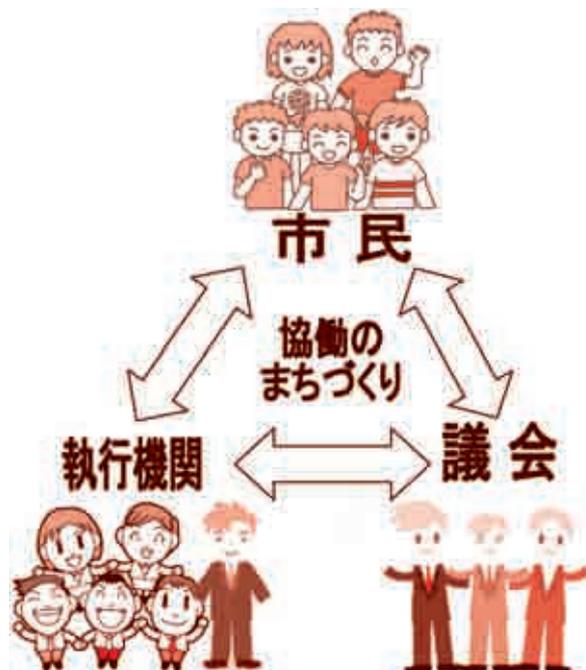
議会改革の推進（第18条）

第9章 議員の政治倫理、身分及び待遇

議員の政治倫理（第19条） 議員定数及び報酬（第20条）

第10章 最高規範性と見直し手続

最高規範性（第21条） 見直し手続（第22条）



施行日：平成23年5月1日

※議会基本条例の詳しい内容は、登別市議会ホームページでご覧いただけます。